

## 第 1 4 回 協 議 会

日 時：平成14年2月25日(月)  
午後1時30分  
場 所：白鳥町総合会館2階ホール

### 議 事 日 程

#### 開 会

- 日程第1 会長あいさつ
- 日程第2 会議録署名委員の指名
- 日程第3 協議第68号 市章について
- 日程第4 報告第24号 事務機構及び組織について
- 日程第5 報告第25号 防災行政無線等について
- 日程第6 報告第26号 防犯灯設置・維持管理事業について
- 日程第7 報告第27号 チャイルドシート購入助成・貸出事業について
- 日程第8 報告第28号 相談事業について
- 日程第9 報告第29号 広報紙について
- 日程第10 協議第69号 第15回合併協議会日程について
- 日程第11 その他

#### 閉 会

協議第68号

市章について

市章について別添のとおり提出する。

平成14年2月25日提出

引田町・白鳥町・大内町合併協議会

会 長 中 條 弘 矩

引田町・白鳥町・大内町合併協議会専門部会（事務調整班）調整内容

合併協定項目	町の慣行の取扱い	関係項目		専門部会名	企画部会
事務事業名	市章に関すること	事務処理マニュアル	例規整備	事務調整班名	企画事務調整班
協定内容	市章、市民憲章、市木、市花、市歌、宣言及び各種行事等については、新市において調整する。				
現 況			調整の具体的内容・準備スケジュール		
引 田 町	白 鳥 町	大 内 町			
<p>(1) 制定年月日 昭和43年4月1日</p> <p>(2) デザインの趣旨 引田町の頭文字「ひ」を図案化したもので、産業に文化に大きく空間に飛躍する形を表し、住民の融和と町勢の発展を表したものである。</p> <p>(3) 選定方法 町内公募</p> <p>(4) 町章デザイン</p>  <p>(5) 町旗 紺地に白の町章</p>	<p>(1) 制定年月日 昭和35年4月1日</p> <p>(2) デザインの趣旨 白鳥町の頭文字「シ」を図案化して、飛鳥の姿を形どり、産業に文化に町勢の飛躍的な発展を象徴し、また、円形によって町民の和を表している。</p> <p>(3) 選定方法 全国公募 優秀作品を数点選定(専門家に依頼) 町章選定委員会で選定</p> <p>(4) 町章デザイン</p>  <p>(5) 町旗 黄色地に黒の町章</p>	<p>(1) 制定年月日 昭和33年7月1日</p> <p>(2) デザインの趣旨 町名の「大内」を図案化、町の平和を印象付けている。三方に伸びる鋭角は、飛躍的発展と融和、さらに協力・友愛・誠実を表すとともに、3町村の合併を意味する。</p> <p>(3) 選定方法 全国公募</p> <p>(4) 町章デザイン</p>  <p>(5) 町旗 紺地に白の町章</p>	<p>市章については、印鑑条例に基づく印鑑登録証、各種証明書、その他印刷物等に幅広く活用されるため、新市発足までに選定し、新市において告示する。</p> <p>(1) 市章選定方法(案) 一般公募により、市章デザインを募集し、合併協議会において採用候補作品を選考し、3町の住民による市章候補投票を行い、投票結果を参考にして、合併協議会で選定する。</p> <p>(2) 制定スケジュール(案) 平成14年10月を目標に選定作業を行う。</p>		

## 東かがわ市「市章」募集要項（案）

### （趣 旨）

第1条 この要項は、引田町、白鳥町及び大内町の3町が平成15年4月1日に合併して誕生する「東かがわ市」の市章を募集して、「東かがわ市」のまちづくりの基本理念である「21世紀に躍動する生活・文化・交流都市」に相応しい「市章」を制定することを目的とする。

### （募集する市章）

第2条 募集する市章は、次のとおりとする。

- (1) 「21世紀に躍動する生活・文化・交流都市」に相応しい「市章」であること。
- (2) 市旗、バッジ等にも使用できるデザインであること。
- (3) 用紙の地色を含め4色以内とする。なお、グラデーションは不可とする。
- (4) 自作の未発表作品であること。

### （募集方法）

第3条 募集方法は公募とする。

### （応募方法等）

第4条 応募の条件、方法、期間等については、次のとおりとする。

- (1) 応募資格は、問わない。また、同一人の応募は、何点でも可能とする。
- (2) 締切日は、平成14年 月 日とする。
- (3) 応募は、応募用紙又は縦横15センチメートルの枠を書いたA-4白色用紙を縦長で使用し、用紙1枚につき1作品とする。
- (4) 応募に当たっては、「デザインの趣旨」、「住所」、「氏名（ふりがな）」、「年齢」、「性別」及び「電話番号」を用紙に記載すること。
- (5) 応募は、持参又は封書による郵送とする。
- (6) 応募先は、引田町・白鳥町・大内町合併協議会事務局とする。

### （選定方法）

第5条 応募された作品は、引田町・白鳥町・大内町合併協議会において、採用候補作品5点以内を選考し、引田町、白鳥町及び大内町の広報紙等に掲載して、3町の住民による市章候補投票を行い、投票結果を参考にして、引田町・白鳥町・大内町合併協議会において選定する。

(賞金)

第6条 応募された作品の中から、次の賞を決定し、賞金を贈呈する。

- (1) 最優秀賞(採用作品) 1点 377,600円
- (2) 入賞 4点以内 50,000円

(入賞発表)

第7条 広報等で発表するとともに、入賞者に通知する。

(著作権等)

第8条 採用作品に関する著作権等については、次のとおりとする。

- (1) 採用作品に関する一切の権利は、引田町・白鳥町・大内町合併協議会及び東かがわ市に帰属する。
- (2) 応募作品は、返却しない。
- (3) 採用作品の使用に当たっては、作品に若干の変更を加える場合又はモノクロで利用する場合がある。

(その他)

第9条 その他、東かがわ市「市章」の選定に関し必要な事項については、引田町・白鳥町・大内町合併協議会において定める。

# 東かがわ市「市章」デザイン応募用紙（案）

ご住所 〒 -
ふりがな
お名前 ( 歳) 男・女
電話番号 ( ) -

デザインの趣旨

デザイン

--

受付番号

東かがわ市「市章」選定関係スケジュール（案）

時 期	作業スケジュール	篠山市の例	西東京市の例	さいたま市の例
平成14年2月	第14回合併協議会に提案			
3月	第15回合併協議会で協議、決定			
4月	募集ポスター、応募用紙等準備 募集広報			
4月～6月	募 集（約2ヶ月間） 選考方法等の協議	平成11年12月1日～ 平成12年1月5日 （約1ヶ月間）	平成13年7月16日～ 9月7日（約2ヶ月間）	平成13年7月～8月 （約1ヶ月間）
7月	採用候補作品5点以内の選考 広報紙への掲載 市章候補投票の協議	平成12年1月13日		
8月	市章候補投票	平成12年2月1日～ 2月29日（1ヶ月間）	平成13年11月1日～ 11月16日（約2週間）	（全世帯を対象に実施）
9月～10月	採用作品検討 合併協議会で採用作品等の選定	平成12年3月23日	平成14年1月21日	平成13年10月25日 （さいたま市誕生記念式典）
平成15年4月	「東かがわ市」で告示			

作業スケジュールについては、市章選定の目標を10月頃として、おおまかな案を示したものです。

報告第24号

事務機構及び組織について

事務機構及び組織について別添のとおり報告する。

平成14年2月25日提出

引田町・白鳥町・大内町合併協議会

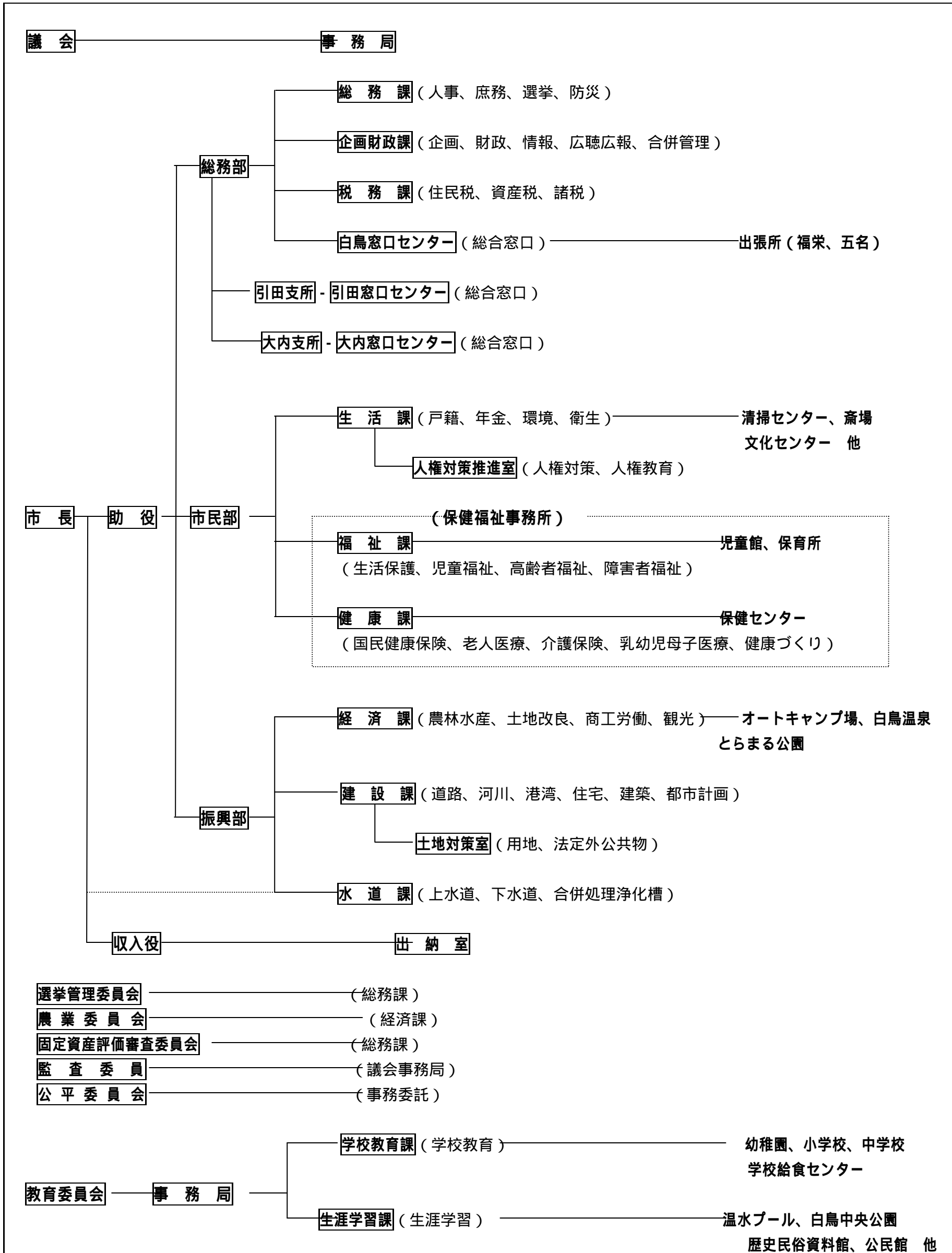
会 長 中 條 弘 矩



### 引田町・白鳥町・大内町合併協議会専門部会（事務調整班）調整内容

合併協定項目	事務機構及び組織	関係項目	例規整備	OA化	専門部会名	総務部会
事務事業名		事務処理マニュアル			事務調整班名	庶務事務調整班
協定内容	新市の事務機構及び組織は、次の方針に従い整備する。 (1) 当面の3町の役場庁舎は分庁舎として有効活用するとともに、現引田町役場庁舎及び現大内町役場庁舎には、それぞれの行政区域を所管する支所を置く。 (2) 現白鳥町五名支所及び現白鳥町福栄支所は、それぞれ出張所とする。 (3) 事務機構及び組織は、効率的で住民にわかりやすく、利用しやすいものとし、本庁及び支所に総合窓口を設ける。 (4) 附属機関は、3町ともに置かれているものについては統合し、2町又は1町のみには置かれているものについては実情を考慮し整備する。 (5) 事務の執行体制については、地方分権時代における行政課題に迅速かつ的確に対応するため、グループ制を導入する。					
現 況					調整の具体的内容・準備スケジュール	
区分	引 田 町	白 鳥 町	大 内 町	東かがわ市の事務機構及び組織については、別紙「東かがわ市行政機構図(案)」を基本として、グループ設置、人員配置等を含め、協定された方針に沿うよう、今後、さらに調整を図る。		
議会	事務局	事務局	事務局			
町長事務部局	総務課 企画課 税務課 住民課 保育園(2)、児童館(1) 保健衛生課 保健センター、清掃工場、斎場 建設課 経済課 出納室	総務課 企画財政課 税務課 住民課 保育園(3)、児童館(1)、クリーンセンター、 斎苑 健康福祉課 保健センター 建設課 産業振興課 福栄支所 五名支所 白鳥温泉 出納室	総務課 企画財政課 税務課 生活課 清掃センター、斎場 保健福祉課 介護保険室 保健センター、文化センター、保育所(3)、 児童館(1) 建設課 経済課 水道課(下水道部門) とらまる公園事務所 出納室			
教育委員会	事務局 中学校(1)、小学校(2)、幼稚園(1) 学校給食センター スポーツセンター 歴史民俗資料館 公民館(1)	事務局 学校教育課 中学校(1)、小学校(4)、幼稚園(4) 学校給食センター 生涯学習課 中央公園管理事務所 公民館(2)、働く婦人の家	事務局 学校教育課 中学校(1)、小学校(3)、幼稚園(3) 学校給食センター 同和教育課 生涯学習課 公民館(4)			
選挙管理委員会	(総務課)	(総務課)	(総務課)			
農業委員会	(経済課)	(産業振興課)	(経済課)			
固定資産評価審査委員会	(総務課)	(総務課)	(総務課)			
監査委員	(議会事務局)	(議会事務局)	(議会事務局)			
公平委員会	(事務委託)	(事務委託)	(事務委託)			
公営企業	水道課	水道課	水道課(上水道部門)			

## 東かがわ市行政機構図（案）



### 組織配置（案）

庁舎名	部、事務局等
東かがわ市役所（本庁舎）	総務部、議会事務局、出納室
〃（引田庁舎）	引田支所、振興部
〃（大内庁舎）	大内支所、市民部、教育委員会事務局

報告第25号

防災行政無線等について

防災行政無線等について別添のとおり報告する。

平成14年2月25日提出

引田町・白鳥町・大内町合併協議会  
会 長 中 條 弘 矩

引田町・白鳥町・大内町合併協議会専門部会（事務調整班）調整内容

合併協定項目	関係項目				専門部会名	総務部会
事務事業名	防災行政無線等	事務処理マニュアル	例規整備	OA化	事務調整班名	行政事務調整班
協定内容						
現 況			調整の具体的内容・準備スケジュール			
引 田 町	白 鳥 町	大 内 町				
防災行政無線 1 移動系無線 ・周波数 466.30MHz ・基地局1局 出力10W ・中継局 なし ・車載無線 消防車7台、公用車8台 ・携帯無線 消防団7台、総務課1台 ・導入時期 昭和60年12月 ・メーカー 富士通(株)、日立電子(株)  2 固定系無線 なし	防災行政無線 1 移動系無線 ・周波数 153.77MHz ・基地局1局 出力10W ・中継局 なし ・車載無線 消防車4台、公用車9台 ・携帯無線 消防団26台、支所2台 ・導入時期 昭和52年10月 ・メーカー 日立電子(株)  2 固定系無線 なし	防災行政無線 1 移動系無線 ・周波数 466.90MHz ・基地局1局 出力10W ・中継局 なし ・車載無線 消防車7台、公用車7台 ・携帯無線 消防団6台、総務課10台 ・導入時期 昭和61年9月 ・メーカー (株)富士通ゼネラル  2 固定系無線 ・周波数 411.55MHz ・親局 出力2W ・中継局 なし ・個別受信機 なし ・屋外受信設備 6基 ・導入時期 昭和54年3月 ・メーカー (株)富士通ゼネラル	防災行政無線 1 移動系無線 消防団への指令、防災情報通信の一元化を図るため、移動系(260MHzのデジタル地域防災無線システム)を平成15年4月に運用開始できるように整備する。  2 固定系無線(同報系無線) 新庁舎建設と併せて整備を進める。			
サイレン吹鳴設備 ・設置箇所数 3基 ・形式 モーターサイレン ・制御方法 手動	サイレン吹鳴設備 ・設置箇所数 10基 ・形式 モーターサイレン ・制御方法 手動	サイレン吹鳴設備 ・設置箇所数 7基 ・形式 モーターサイレン ・制御方法 無線(固定系)	サイレン吹鳴設備 既存のサイレン設備を上記の移動系無線(地域防災無線システム)により制御できるように整備する。(平成15年4月運用開始予定)			

報告第26号

防犯灯設置・維持管理事業について

防犯灯設置・維持管理事業について別添のとおり報告する。

平成14年2月25日提出

引田町・白鳥町・大内町合併協議会

会 長 中 條 弘 矩

引田町・白鳥町・大内町合併協議会専門部会（事務調整班）調整内容

合併協定項目	関係項目				専門部会名	総務部会
事務事業名	防犯灯設置・維持管理事業	事務処理マニュアル	例規整備	OA化	事務調整班名	行政事務調整班
協定内容	現 況			調整の具体的内容・準備スケジュール		
	引 田 町	白 鳥 町	大 内 町			
1 防犯灯の設置 ・申請者 自治会長（地元調整含む。） ・設置者 町	1 防犯灯の設置 ・申請者 自治会長（地元調整含む。） ・設置者 町	1 防犯灯の設置 ・申請者 自治会長（地元調整含む。） ・設置者 町	1 防犯灯の設置 ・申請者 自治会長（地元調整含む。） ・設置者 町	1 防犯灯の設置 ・申請者 自治会長（地元調整含む。） ・設置者 市		
2 防犯灯の維持管理 ・電気代 地元 ・電球取替え 町 ・修繕 町 ただし、一部の施設は電気代を町が負担。	2 防犯灯の維持管理 ・電気代 地元 ・電球取替え 町 ・修繕 町 ただし、一部の施設は電気代を町が負担。	2 防犯灯の維持管理 ・電気代 地元 ・電球取替え 地元 ・修繕 町 ただし、大内町防犯灯施設設置要綱に基づき町道に設置されたものについては、町が電気代、電球取替費を負担。	2 防犯灯の維持管理 ・電気代 地元 ・電球取替え 地元 ・修繕 町 ただし、大内町防犯灯施設設置要綱に基づき町道に設置されたものについては、町が電気代、電球取替費を負担。	2 防犯灯の維持管理 ・電気代 地元（平成15年4月1日以降設置分） 平成15年3月31日までに設置されたものについては現行どおりとする。 ・電球取替え 市 ・修繕 市		

報告第27号

チャイルドシート購入助成・貸出事業について

チャイルドシート購入助成・貸出事業について別添のとおり報告する。

平成14年2月25日提出

引田町・白鳥町・大内町合併協議会

会 長 中 條 弘 矩

引田町・白鳥町・大内町合併協議会専門部会（事務調整班）調整内容

合併協定項目						関係項目				専門部会名	総務部会																
事務事業名	チャイルドシート購入助成・貸出事業					事務処理マニュアル	例規整備		O A化	事務調整班名	行政事務調整班																
協定内容																											
現 況										調整の具体的内容・準備スケジュール																	
引 田 町			白 鳥 町			大 内 町																					
<p>1 チャイルドシート貸出制度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">種 類</th> <th style="width: 10%;">保有数</th> <th style="width: 10%;">貸出数</th> <th style="width: 10%;">貸出年数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ベビーシート</td> <td style="text-align: center;">42</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">1年</td> </tr> <tr> <td>チャイルドシート</td> <td style="text-align: center;">34</td> <td style="text-align: center;">34</td> <td style="text-align: center;">3年</td> </tr> <tr> <td>ジュニアシート</td> <td style="text-align: center;">64</td> <td style="text-align: center;">42</td> <td style="text-align: center;">2年</td> </tr> </tbody> </table>			種 類	保有数	貸出数	貸出年数	ベビーシート	42	20	1年	チャイルドシート	34	34	3年	ジュニアシート	64	42	2年	<p>1 チャイルドシート貸出制度 なし</p>			<p>1 チャイルドシート貸出制度 なし</p>				<p>貸出制度及び購入助成制度を平成17年3月31日まで併用する。ただし、貸出制度については、現有の台数を限度とする。</p>	
種 類	保有数	貸出数	貸出年数																								
ベビーシート	42	20	1年																								
チャイルドシート	34	34	3年																								
ジュニアシート	64	42	2年																								
<p>2 チャイルドシート購入助成制度 なし</p>			<p>2 チャイルドシート購入助成制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 購入金額の1/2</li> <li>・補助限度額 10,000円</li> <li>・有効期限 平成17年3月31日</li> </ul>			<p>2 チャイルドシート購入助成制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 購入金額の1/2</li> <li>・補助限度額 10,000円</li> <li>・有効期限 平成17年3月31日</li> </ul>																					



報告第28号

相談事業について

相談事業について別添のとおり報告する。

平成14年2月25日提出

引田町・白鳥町・大内町合併協議会  
会 長 中 條 弘 矩

### 引田町・白鳥町・大内町合併協議会専門部会（事務調整班）調整内容

合併協定項目	広聴広報関係事業の取扱い	関係項目	広聴広報関係			専門部会名	企画部会
事務事業名	相談事業	事務処理マニュアル		例規整備		O A 化	事務調整班名 広聴広報事務調整班
協定内容	相談事業については、新市において現行の相談事業が実施できるよう調整する。						
現 況			調整の具体的内容・準備スケジュール				
引 田 町	白 鳥 町	大 内 町					
<p>人権相談（毎月1回）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主管課：住民課</li> </ul> <p>行政相談（毎月1回）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主管課：総務課</li> </ul> <p>農家相談（毎月1回）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主 管：農業委員会（経済課内）</li> </ul> <p>心配ごと相談（毎週1回）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主 管：社会福祉協議会</li> </ul>	<p>総合相談（毎月1回）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主管課：健康福祉課、社会福祉協議会</li> <li>・ 内 容：心配ごと 人権 行政苦情</li> <li>・ 場 所：社会福祉センター</li> </ul> <p>農家相談（毎月1回）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主 管：農業委員会（産業振興課内）</li> </ul> <p>福祉相談（毎月1回）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主 管：社会福祉協議会</li> <li>・ 場 所：社会福祉センター</li> </ul> <p>心配ごと相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主 管：社会福祉協議会</li> <li>・ 場 所：福栄支所（毎月1回） 五名支所（毎月1回）</li> </ul>	<p>なんでも相談（毎月1回）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主管課：総務課</li> <li>・ 内 容：人権 行政 農地 心配ごと 身障福祉</li> </ul> <p>心配ごと相談（毎月1回）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主 管：社会福祉協議会</li> <li>・ 場 所：福祉センター</li> </ul>	<p>新市においては人権・行政・農家・心配ごと・身障福祉についての「総合相談」を行う。相談日は原則毎月5日、15日、25日の3回行い、旧町単位で3カ所を順に回る。市民はどこかの相談場所へ行っても相談が受けられるものとする。</p> <p>社会福祉協議会主管の各町の「心配ごと相談」と白鳥町の「福祉相談」については社会福祉協議会と調整を図る。</p>				

報告第29号

広報紙について

広報紙について別添のとおり報告する。

平成14年2月25日提出

引田町・白鳥町・大内町合併協議会  
会 長      中 條   弘 矩

引田町・白鳥町・大内町合併協議会専門部会（事務調整班）調整内容

合併協定項目	広聴広報関係事業の取扱い	関係項目	広報関係				専門部会名	企画部会
事務事業名	広報紙	事務処理マニュアル		例規整備		OA化	事務調整班名	広聴広報事務調整班
協定内容	広報紙については、毎月発行とする。							
現 況			調整の具体的内容・準備スケジュール					
引 田 町	白 鳥 町	大 内 町						
1. 広報紙の名称 広報ひけた	1. 広報紙の名称 広報しるとり	1. 広報紙の名称 広報おおち	「広報東かがわ」とする。					
2. 発行日 毎月5日（月1回）	2. 発行日 毎月15日（月1回）	2. 発行日 毎月15日（月1回）	毎月1日（月1回）の発行とする。  各町の広報紙については平成15年3月号（5日、15日発行）を最終号とし、新市においては平成15年4月1日発行の平成15年4月号を創刊号とする。					
3. 配布方法 広報委員までの配布をシルバー人材センターに委託（自治会に入っていない世帯には、配布されないことがある。） 広報委員謝金：730円/戸 広報委員：149人	3. 配布方法 自治会長までの配布をシルバー人材センターに委託（自治会に入っていない世帯には、配布されないことがある。） 謝金なし 自治会：137カ所（373班）	3. 配布方法 連絡員までの配布をシルバー人材センターに委託 連絡員謝金：均等割4,000円/地区＋世帯割400円/戸 連絡員：296人	新市においては、新たな配布組織とし、全世帯に配布できるよう大内町の例により広報連絡員を設置し、広報連絡員までの配布をシルバー人材センターに委託する。月1回の配布のほか、臨時配布をすることがある。広報紙の配布組織については、創刊号の発行日までに調整する。 広報連絡員謝金：700円/戸×戸数					
4. 広報紙の郵送 町内外の方（町内出身者等）で、希望者に無料で郵送 郵送件数：94件 個人負担経費：無料	4. 広報紙の郵送 町外の方（町内出身者等）で希望者に有料で郵送 郵送件数：52件 個人負担経費：2,000円/年	4. 広報紙の郵送 町内外の方（町内出身者等）で、希望者に有料で郵送 郵送件数：53件 個人負担経費：1,680円/年	基本的には市外の方のみで、希望者に有料で郵送 個人負担経費：1,700円/年					

協議第69号

第15回合併協議会日程について

第15回の合併協議会は、

- ・日 時       平成14年3月28日（木曜日）午後1時30分～
- ・場 所       白鳥町総合会館   2F   ホール

# 第14回協議会

## 資 料 集

引田町・白鳥町・大内町合併協議会




平成14年2月25日

## 合併に伴う市章決定の先進事例について

	篠山市	西東京市	さいたま市
合併関係市町村	篠山町、西紀町、丹南町、今田町	田無市、保谷市	浦和市、大宮市、与野市
合併議決日	平成10年4月28日	平成12年8月11日	平成12年9月25日
合併期日	平成11年4月1日	平成13年1月21日	平成13年5月1日
市章決定日	平成12年3月23日（選考委員会決定） 平成12年5月20日制定	平成14年1月21日	平成13年10月25日 （さいたま市誕生記念式典）
市章決定方法等	公募及び市民投票	公募及び市民投票	公募及び市民投票
(1)募集内容	「人と自然の調和した田園文化都市」 ・上記のテーマを省庁するような市章 ・市の旗、バッジ等にも使用できるデザイン	「21世紀を拓き、緑と活気にあふれ、一人ひとりが輝くまち」をイメージし、他に未発表で、類似するものがないもの	
(2)応募資格	どなたでも	どなたでも	市内外の個人またはグループ・団体など条件を問わず、どなたでも
(3)受付期間	平成11年12月1日～ 平成12年1月5日 （約1ヶ月間）	平成13年7月16日 ～9月7日 （約2ヶ月間）	平成13年7月～（約1ヶ月間） 郵送 平成13年8月4日 持参 平成13年8月6日
(4)応募方法	応募用紙またはA-4サイズの内紙 ロゴ「篠山市」「ささやまし」 「SASAYAMACITY」も明記 3色以内の水彩絵の具、またはポスターカラーを使用。背景は白無地。グラデーションの使用は不可。 氏名、年齢、性別、電話番号、デザインの趣旨を明記のうえ、郵送、インターネットメール、または持参（篠山市政策部合併管理室）	A-4白色用紙を縦長で使用 用紙表面に縦横15センチの枠を書き、その中に図案作品1点を記載 枠外に天地を明示 用紙裏面に、図案説明、住所、氏名（ふりがな）、年齢、職業、電話番号を記入のうえ、企画課へ郵送または持参	はがき、または、はがきサイズの用紙 用紙の地色を含め3色以内 自作の未発表作品に限る デザインの下欄にデザインに込めた夢・希望・メッセージ等を書いてください。 氏名、住所、電話番号を作品の裏側に記入のうえ、郵送または持参（企画企調整課）

(5)賞金	最優秀賞 20 万円 入賞 3 万円 4 点	最優秀賞 30 万円 1 人 優秀賞 5 万円 4 人 佳作 1 万円 5 人	最優秀賞 103 万円 1 名 優秀賞 10 万円 4 名以内
(6)選考方法	篠山市市章選定委員会で 5 点の市章候補を選定し、市民投票（2 月 1 日～29 日）のうへ、選定委員会で選定	西東京市市章選定委員会で 3 点選定し、市民投票のうへ、選定委員会で選定	委員会で 5 点選定し、市民投票のうへ、選定委員会で選定
(7)入賞発表	篠山市広報、ホームページ（入賞者には直接連絡）	平成 14 年 1 月 21 日	平成 13 年 10 月 25 日 （さいたま市誕生記念式典）
(8)その他	市広報、日刊紙、専門誌、インターネットなどにより公募 採用作品及び入賞作品の著作権は、すべて篠山市に帰属します。 使用にあたっては、作品に若干の変更を加える場合、またはモノクロで利用する場合があります。 1 人 2 点以内	採用作品に関する一切の権利は、西東京市に帰属します。 採用作品を使用するにあたり、作品を補作・修正することがあります。 応募作品は返却しません。 1 人何点でも応募可能です。（用紙 1 枚につき 1 作品）	筆記用具は自由 応募作品の著作権はさいたま市に帰属します。 必要に応じてさいたま市が修正できるものとします。 応募点数に関しての制限はありません。（はがき 1 枚につき 1 デザイン） 応募作品は返却しません。
公募結果	6 5 7 点	1 , 5 7 8 点	7 , 7 2 1 点
市民投票の方法	平成 12 年 2 月 1 日～29 日（1 ヶ月間） 篠山市役所、各支所に投票箱を設置のうへ、投票受付 e メールでも受付 抽選で記念品	平成 13 年 11 月 1 日～16 日 田無庁舎、保谷庁舎、公民館、郵便局、銀行等に投票所を設置のうへ、投票受付 抽選で 100 名にマウスパッド	全世帯に投票はがき（市報に折込）を配布のうへ、投票受付
市民投票数	9 3 6 票 第 2 位投票数の作品が最終的に選定された。	4 , 8 1 4 票 最多投票作品が最終的に選定された。	2 9 , 2 6 1 票 最多投票作品が最終的に選定された。



市章デザイン			
市章の意味	<p>篠山市を象徴するササの葉を2枚あわせ、篠山市の頭文字である「S」を表すとともに、上方に向かって限りない発展と飛躍を感じさせるデザインとしています。</p>	<p>市民一人ひとりを優しく包み込み、市の未来へ突き進む先進性・創造性を躍動感いっぱいに表示したもので、市の特性を生かしたまちづくりを推進する願いが込められています。また、緑色を使うことで豊かな自然も表現しています。</p>	<p>さいたま市の頭文字「S」をモチーフに、未来に向かって人もまちもいきいきと前進するイメージのデザインです。「S」を囲むように弧を描くことで、市民を暖かく包みながら共に発展していくこと、輪（和）が広がり融和していくことを表現しています。基調となる緑色は、見沼たんぼに代表される豊かな自然との調和を示しています。</p>